

自分らしく

生活するために

成年後見制度を知ろう

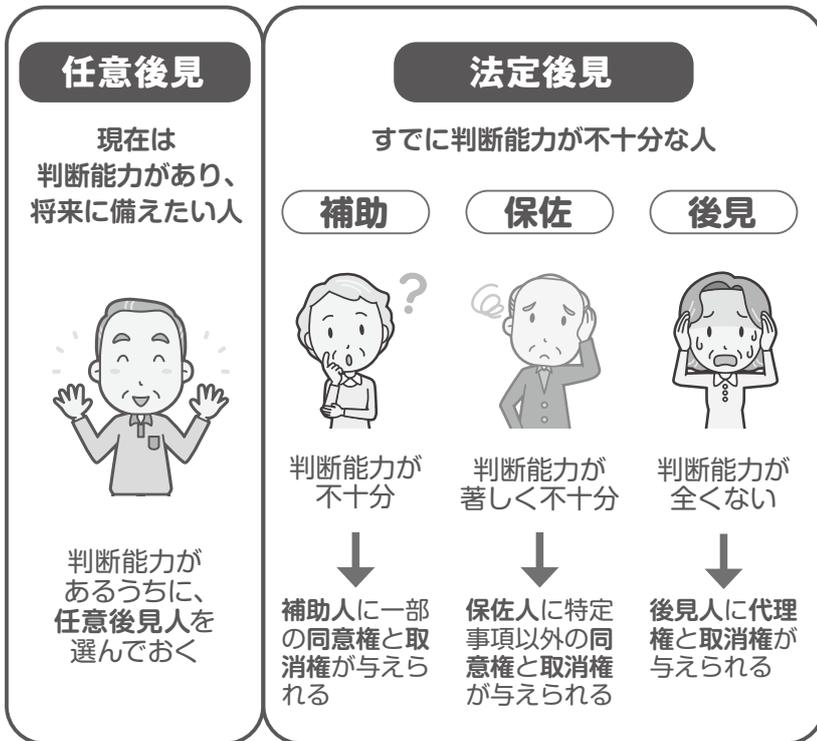
成年後見制度とは

「ひとり暮らしの自分が認知症になってしまったら」、「障がいのある子どもが将来ひとりになってしまったら」など、もしもの時、自分や大切な家族のその後の生活を不安に思うことはありませんか。

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなど、判断能力が不十分な人が、不利益な契約を結んだり、財産侵害を受けたりしないよう本人を保護、支援する制度です。後見人等が、本人に代わり、不動産や預貯金等の財産管理、介護サービスの利用や施設入所の契約など法律行為を支援します。

本制度は、利用目的に応じて、次の「任意後見」と「法定後見」の2種類に分かれます。

成年後見制度は2つの種類に分かれます



○任意後見

自分のことを自分で決められるうち、判断能力がすっかりしているうちに、支援してもらう内容を事前に決めておきます。その後、本人の判断能力が不十分となった時に、契約の内容に基づいて支援が開始されます。

○法定後見

例えば、認知症になり自分の財産を管理できなくなった時など、いざ困った時に利用する制度です。

配偶者や親族等の申立権者が家庭裁判所に申し立てることで支援が開始されます。後見人の類型は、「補助」「保佐」「後見」の3つに分かれており、家庭裁判所が、本人の判断能力の程度や事情に応じて支援内容を決定します。



甲斐市の利用状況

本市の成年後見制度の利用者数は、平成29年は109人、平成30年は117人、令和元年は123人と年々増えている状況です。

また、令和元年の内訳を見ると、すでに判断能力がなくなつてから後見人を選任されている利用者が109人と最も多いです。

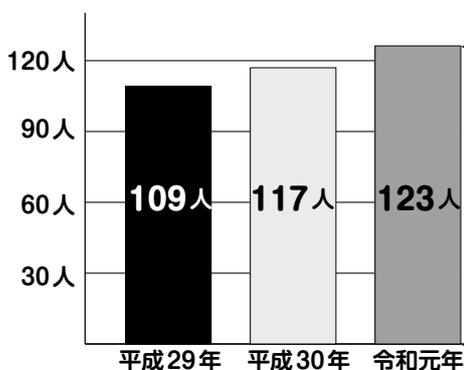
市ではアンケートも実施しました

市では、本制度の利用ニーズを調査するため、令和2年7月から11月にかけて、市内の高齢者500人を対象としたアンケート調査を実施しました。

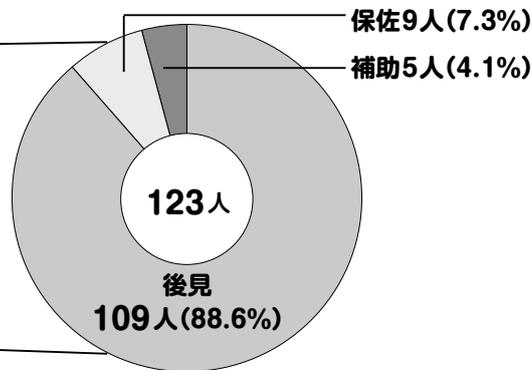
その結果、回答した309人のうち、「制度を詳しく知っている」と答えた人は5人でした。一方、「概要・名前だけ知っている」と答えた人が217人、「知らない」と答えた人は82人と、約96%の人が制度の理解が浅いという結果でした。

名前や概要は知っているても、制度の種類や利用方法などの詳しい内容は理解されていないということが確認できました。

甲斐市の利用者の推移



令和元年甲斐市の内訳



どんな人が成年後見人等選ばれますか

後見人等は、家庭裁判所が選任します。本人の現在の状況や事情を考慮し、配偶者や子などの親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職など、本人にふさわしい人を選任します。本市では、市社会福祉協議会が選任される場合もあります。また、複数人が選

任される場合もあります。申し立て時に成年後見人等の候補者を選んでおくこともできませんが、必ずしも候補者が選任されるとは限りません。現在、市内の利用者の後見人等は、親族、弁護士、司法書士が多く選任されています。

こんなことをしてくれれます

成年後見人等は、本人の心身の状態や考えを尊重し、金銭・不動産等の「財産管理」や、介護・福祉等サービスを受ける際の契約行為などの「身上保護」を主に行います。

○財産管理の例

- ・印鑑や通帳等の管理
- ・年金や給付金などの受け取り

○身上保護の例

- ・公共料金などの支払い
- ・不動産の管理や処分
- ・遺産分割 など
- ・介護保険サービス等の利用や、施設への入退所手続き
- ・医療機関での各種手続き
- ・家賃の支払いや契約更新 など



こんな不安がある人は 成年後見制度を考えてみましょう

ひとり暮らしのため
将来のことが不安



最近判断能力が衰えてきて
契約するのが不安



税金の納付や還付等の
手続きができない



通帳や印かん等の大切な
ものを頻繁になくしてしまう



自分の死後、障がいを持つ
子どもの財産管理が心配



家族が認知症と診断され
詐欺に遭わないか心配



まずは相談してください

市では、みなさんが「成年後見制度」を利用しやすくなるようサポートしています。ご本人、ご家族のことなどで少しでも心配や不安を感じたら、まずは気軽に相談してください。

成年後見制度に関する
相談・問い合わせは…

- 障がいがある人 福祉課 ☎055(278)1691
- おおむね65歳以上の人
市地域包括支援センター（長寿推進課内） ☎055(278)1689

成年後見等の申し立ては…

甲府家庭裁判所 ☎055(213)2520